

山梨県公報

第七百六十二号

平成十九年

五月二十四日

木曜日

目次

告示

| | |
|------------------|-----|
| 土地改良区の定款の一部変更の認可 | 三六五 |
| 県営土地改良事業の完了(四件) | 三六五 |
| 道路の区域変更(二件) | 三六五 |
| 道路の供用開始 | 三六六 |

公告

| | |
|------------------------------|-----|
| 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | 三六六 |
| 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 | 三六六 |
| 特別保護地区の指定について | 三六七 |
| 公聴会の実施 | 三六八 |
| 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知 | 三六八 |
| 基本測量の終了 | 三六八 |
| 落札者等の決定について | 三六八 |
| 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について | 三六九 |
| 人事委員会 | 三六九 |
| 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 三六九 |
| 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 | 三七〇 |

告示

山梨県告示第二百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第一項の規定により、平成十九年五月十六日丹野土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百四号

県営土地改良事業(堀切地区中山間地域総合農地防災)の工事は、平成十七年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百五号

県営土地改良事業(清沢地区中山間地域総合農地防災)の工事は、平成十七年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百六号

県営土地改良事業(巨摩の郷地区中山間地域総合整備)の工事は、平成十七年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百七号

県営土地改良事業(六郷地区中山間地域総合整備)の工事は、平成十七年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年六月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線

三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|------|------|-----------------|---------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 西八代郡市川三郷町大字黒沢字洗平二五一番の五地先から 西八代郡市川三郷町大字黒沢字猿尾二五三三番の五地先まで | 六・〇 | 九・二 | 二五・〇 | 二七〇・〇 |
| | 二五・〇 | 四二・〇 | | |
| | | 九・二 | 三二〇・〇 | 三二〇・〇 |
| | | 四二・〇 | | |
| | | 九・二 | 三二〇・〇 | 三二〇・〇 |
| | | 四二・〇 | | |

山梨県告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年六月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|------|------|-----------------|---------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 都留市大字古川渡字前ヶ久保五五三番の四地先から 都留市大字井倉字馬場五四〇番の二地先まで | 六・〇 | 九・〇 | 九・三 | 四九七・〇 |
| | 九・三 | 七〇・〇 | | |
| | | 六・〇 | 四九七・〇 | 四九七・〇 |
| | | 九・三 | | |
| | | 九・〇 | 三二〇・〇 | 三二〇・〇 |
| | | 七〇・〇 | | |

山梨県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十九年六月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始の 期 日 |
|-------|-------|---|---------------|-----------------|
| 県道 | 塩山勝沼線 | 甲州市大字塩山上於曾字神ノ木一八七一番の一地先から 甲州市大字塩山赤尾字渋沢六一三番の八地先まで | 三四一・〇 | 平成十九年 五月二十四日 |

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の規定により、次の者を同法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

| 名 称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービス内容 | 主たる対象者 |
|---------------|--------------------------|---------------------|-------------------------|--------|
| 社会福祉法人 蒼溪会 | 障害福祉サービ ス事業所南アル プス | 南アルプス市有野 三三三六番地二 | 自立訓練（生 活訓練）、短 期入所 | 精神障害者 |
| 医療法人南山 会 | アルプスファ ー | 南アルプス市下宮 地四二二番地 | 就労継続支援 B型 | 精神障害者 |

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、

次の者を同法第五十四条第二項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定した。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|-----------------|-----------|
| 小石澤医院 | 都留市田原二丁目五番二八号 | 平成十九年四月一日 |
| 大芝医院 | 南アルプス市榎原八六三番地三〇 | 平成十九年四月一日 |
| ながせき頭痛クリニク | 甲斐市中下条一八四四番地三 | 平成十九年四月一日 |
| フクシマヤ薬局 | 甲府市伊勢二丁目四番五号 | 平成十九年四月一日 |
| 株式会社日医調剤相川調剤薬局 | 甲府市屋形二丁目一番七号 | 平成十九年四月一日 |
| あおぞら薬局国母店 | 甲府市下石田二丁目一〇番三号 | 平成十九年四月一日 |
| サンドラッグ甲府青沼薬局 | 甲府市青沼二丁目一番一号 | 平成十九年四月一日 |
| 有限会社みやびみやび加納岩薬局 | 山梨市上神内川一五二五番地 | 平成十九年四月一日 |
| 下部薬局 | 南巨摩郡身延町常葉八一四番地一 | 平成十九年四月一日 |
| 有限会社韮崎中央薬局 | 韮崎市本町一丁目五番二四号 | 平成十九年四月一日 |
| 広明堂薬局 | 大月市大月二丁目一番二三号 | 平成十九年四月一日 |
| 有限会社みやびみやび御坂薬局 | 笛吹市井之上八一九番地六 | 平成十九年四月一日 |

● 特別保護地区の指定について
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において読み替えて準用する第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等を次のとおり公告し、この公告の日から平成十九年六月六日まで縦覧に供する。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 山中湖特別保護地区
 - 1 特別保護地区の名称
山中湖特別保護地区
 - 2 特別保護地区の区域
南都留郡山中湖村山中湖満水時（海拔九百八十一メートル）水面全域
 - 3 特別保護地区の存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
 - 4 特別保護地区の保護に関する指針
 - (一) 鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区
 - (二) 特別保護地区の指定目的
山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村に位置する山中湖を中心とした区域であり、カラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミスナラ、コナラ等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖と同様に、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地区となっている。
特に、当該鳥獣保護区の中でも、山中湖の区域は、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、シジュウカラガン、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ホシハジロ、カワアイサ、ミコアイサ等が多数確認され、渡り鳥の飛来数が特に多い中核的な区域となっており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。
- (三) 特別保護地区の保護管理方針
 - (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

- (2) 山中湖等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
- (4) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

1 から4までに掲げる事項の縦覧場所
山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・東部林務環境事務所

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において読み替えて準用する第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 山中湖特別保護地区

1 開催日時

平成十九年六月二十五日（月）午後二時

2 開催場所

都留市田原三丁目三番三号 山梨県南都留合同庁舎三階第一会議室

3 聴こうとする案件

山中湖特別保護地区の指定について

4 公聴会に関する問い合わせ先

都留市田原三丁目三番三号 山梨県森林環境部富士・東部林務環境事務所森づくり推進課（電話〇五五四 四五 七八二一）

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

| | | |
|--------------------|----------|-----|
| 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 登記済みの権利者 | 備考 |
| 南巨摩郡早川町赤沢字萩風一三八〇の一 | 望月一雄 | 所有権 |

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成十九年三月十五日山梨県告示第八十二号

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十九年五月九日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（機動連続観測）

二 作業期間 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県総合河川情報システム保守点検業務委託

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県土木部治水課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 随意契約に係る契約金額

三千九百三十七万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 開発行為及び公共施設に関する工事に係る次の開発行為

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

北杜市高根町算輪字下の原二二一八の一、二二一八の二、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

一、二二一八の二、二二一八の三、二二一八の四、二二一八の五、二二一八の六、二二一八の七、二二一八の八、二二一八の九、二二一八の一〇、二二一八の一

二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一、二二一九

の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

一、二二一九の二、二二一九の三、二二一九の四、二二一九の五、二二一九の六、二二一九の七、二二一九の八、二二一九の九、二二一九の一〇、二二一九の一

二 公共施設の種類、位置及び区域

| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
|---------|---------|
| 道路 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北杜市長坂町長坂上条八百九十一番地二 株式会社永光建設 代表取締役 小澤康人

山梨県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年五月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「政策秘書室長」を「知事政策室長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成十九年五月十一日から適用する。

山梨県公報 第七百六十二号

平成十九年五月二十四日

山梨県公報 第七百六十二号

平成十九年五月二十四日

山梨県公報 第七百六十二号

平成十九年五月二十四日

山梨県公報 第七百六十二号

平成十九年五月二十四日

山梨県公報 第七百六十二号

平成十九年五月二十四日

山梨県公報 第七百六十二号

平成十九年五月二十四日

山梨県人事委員会規則第十六号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年五月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

「会計管理者

」部長

部長

知事政策室長

政策秘書室長

知事補佐官

林務長

会計管理者

局長

を
林務長

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中

県民室長

を
県民室長

政務理事

産業立地室長

知事補佐官

出納局長

防災危機管理監

政務理事

産業立地室長

「
防災危機管理監」

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員給与に関する規則の規定は、平成十九年五月十一日から適用する。